

平成 3 1 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月26日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
行政報告	7
報告第1号～報告第16号の上程、報告	9
・報告第 1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2号 一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 3号 一級町道中沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 4号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 5号 その他町道氷渡線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 6号 その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	

・報告第 7号	林道鼠入線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 8号	林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 9号	林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第10号	林道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第11号	準用河川猿沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第12号	小本東団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第13号	安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第14号	門団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第15号	三本松西地区被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第16号	大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・議案第 1号	一級町道早坂1号線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
・議案第 2号	二級町道石畑線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・議案第 3号	二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結	

に関し議決を求めることについて

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 22

- ・議案第4号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 25

- ・議案第5号 その他町道袋綿松橋線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結
に関し議決を求めることについて

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 27

- ・議案第6号 その他町道南沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関
し議決を求めることについて

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 29

- ・議案第7号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 31

- ・議案第8号 準用河川松橋川ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 32

- ・議案第9号 準用河川田山沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関
し議決を求めることについて

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 34

- ・議案第10号 準用河川外山川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 35

- ・議案第11号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請
負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 38

- ・議案第12号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
・議案第13号 権利の放棄について	
町長の発言	41
閉会の宣告	42
署名	43

平成31年第2回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成31年 3月20日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開会	平成31年 3月26日 午前10時00分				
	閉会	平成31年 3月26日 午前11時36分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○	14	加藤久民	○
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

会議録署名議員	3 番	小 松 ひとみ	4 番	八重樫 龍 介
	5 番	三田地 久 志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成31年第2回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成31年 3月26日(火曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 報告第2号 一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第3号 一級町道中沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第4号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第5号 その他町道水渡線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 報告第6号 その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 9 報告第7号 林道鼠入線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第10 報告第8号 林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第11 報告第9号 林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第12 報告第10号 林道メズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第13 報告第11号 準用河川猿沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

- 日程第 1 4 報告第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第 1 5 報告第13号 安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第 1 6 報告第14号 門団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第 1 7 報告第15号 三本松西地区被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第 1 8 報告第16号 大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第 1 9 議案第 1 号 一級町道早坂 1 号線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 2 号 二級町道石畑線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 3 号 二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 4 号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 5 号 その他町道袋綿松橋線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 6 号 その他町道南沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 5 議案第 7 号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 8 号 準用河川松橋川ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 9 号 準用河川田山沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて
- 日程第 2 8 議案第10号 準用河川外山川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決をを求めることについて

日程第 2 9 議案第11号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その 2 工事の請負契約の
締結に関し議決を求めることについて

日程第 3 0 議案第12号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求
めることについて

日程第 3 1 議案第13号 権利の放棄について

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成31年第2回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、小松ひとみ君、4番、八重樫龍介君、5番、三田地久志君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、3月26日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（加藤久民君） ただいま町長から行政報告の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告を日程に追加することを決定いたしました。

追加日程第1、行政報告を行います。

山崎副町長。

〔副町長 山崎重信君登壇〕

○副町長（山崎重信君） 3件についてご報告を申し上げます。

初めに、町営建設工事で発生した死亡事故についてご報告を申し上げます。去る3月19日、午後2時45分ごろ、下有芸字長下地内の二級町道長下線ほか災害復旧工事において、コンバインドローラーを運転し土の転圧作業を行っていた作業員の方が、約3メートル下の護岸ブロックにコンバインドローラーごと転落し、重機に挟まれ頭部を損傷し死亡いたしました。

当該工事の請負業者は小野新建設株式会社で、死亡した作業員の方は下請業者の福島市の山仲土木株式会社の社員でございます。事故原因等についての詳細は、警察及び宮古労働基準監督署で現在調査中であり、このような重大事故が発生したことについて、深く反省するとともに、再度の事故が起きないように、さらに安全管理を徹底してまいります。

次に、済生会岩泉病院、斎藤匠外科医長の転勤についてご報告いたします。斎藤匠外科医長につきましては、県からの派遣医師として平成30年4月1日より済生会岩泉病院に着任し、1年間地域医療の確保のためご活躍いただいておりますが、このたび県の派遣期間満了に伴い、来年度から岩手県立釜石病院に赴任することとなりました。

なお、この人事異動に伴います後任医師の派遣は、現在予定されていないことから、町としては早期に医師4人体制に整えるため、県並びに済生会岩泉病院へ強くお願いを継続していくとともに、全国の医療機関の情報収集に努め、医師確保に向けた最大限の努力をとってまいります。

最後に、株式会社岩泉きこ産業の役員の変更についてご報告を申し上げます。平成31年2月22日に株式会社岩泉きこ産業より、中村和弘氏が3月20日付をもって一身上の都合により取締役を辞任され、新たに柳畑正勝取締役が代表取締役社長に就任する旨連絡がありましたので、ご報告

させていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号～報告第16号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結の専決処分についてから日程第18、報告第16号 大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約締結の専決処分についてまでの16件について、順番に報告を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、携帯電話用伝送路本復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額2億4,084万円。変更請負額2億3,683万4,280円。変更による減額400万5,720円。

4、請負者、住所、宮城県仙台市若林区新寺1丁目2番23号。氏名、株式会社TTK、代表取締役社長、土肥幹夫。

5、変更理由、施工箇所の変更による減。

次に、報告第2号 一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1

項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、一級町道鼠入川線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字惣畑向地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億3,856万4,000円。変更請負額1億4,437万80円。変更による増額580万6,080円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による増。

次に、報告第3号でございます。一級町道中沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。一級町道中沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。一級町道中沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、一級町道中沢線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字中家地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億6,200万円。変更請負額1億6,548万4,080円。変更による増額348万4,080円。

4、請負者、住所、田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による増。

次に、報告第4号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道名目入線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字日影名目利地内。

3、契約金額、当初請負額5,864万4,000円。変更請負額5,798万880円。変更による減額66万3,120円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、仮設工の盛り土量等の変更による減。

次に、報告第5号でございます。その他町道氷渡線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。その他町道氷渡線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。その他町道氷渡線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道氷渡線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字氷渡地内ほか。

3、契約金額、当初請負額 1 億2,312万円。変更請負額 1 億1,989万4,040円。変更による減額322万5,960円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による減。

次に、報告第6号 その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道上有芸水堀線道路災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町上有芸字水堀地内。

3、契約金額、当初請負額 1 億5,336万円。変更請負額 1 億4,781万4,200円。変更による減額554万5,800円。

4、請負者、住所、田野畑村日蔭57番地4。氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による減。

報告第7号 林道鼠入線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道鼠入線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。専決処分書。林道鼠入線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。 1、 工事名、林道鼠入線災害復旧工事。

2、 工事場所、岩泉町鼠入字下鼠入地内ほか。

3、 契約金額、当初請負額 1 億1,340万円。変更請負額 1 億1,243万6,640円。変更による減額96万3,360円。

4、 請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地 8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、 変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による減。

次に、報告第 8 号でございます。林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第 1 項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成31年 3 月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。林道本銅線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第 1 項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月11日、岩泉町長、中居健一。

記。 1、 工事名、林道本銅線災害復旧工事。

2、 工事場所、岩泉町袋綿字本銅地内。

3、 契約金額、当初請負額 2 億4,300万円。第 1 回変更請負額 2 億2,926万1,320円。第 2 回変更請負額 2 億2,669万6,320円。変更による減額256万5,000円。

4、 請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、 変更理由、大型ブロック積み工の面積等の変更による減。

次に、報告第 9 号 林道寄部沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道寄部沢線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第 1 項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成31年 3 月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。専決処分書。林道寄部沢線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道寄部沢線道路災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町大川字舞の子地内。

3、契約金額、当初請負額2億952万円。第1回変更請負額1億8,706万7,880円。第2回変更請負額1億8,828万1,800円。変更による増額121万3,920円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による増。

報告第10号 林道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。専決処分書。林道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道メンズクメ線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町下有芸字鉢神地内ほか。

3、契約金額、当初請負額6,447万6,000円。変更請負額6,446万6,280円。変更による減額9,720円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による減。

報告第11号 準用河川猿沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。準用河川猿沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及

び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。準用河川猿沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月14日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、準用河川猿沢川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字上向地内ほか。

3、契約金額、当初請負額5,292万円。変更請負額5,549万2,560円。変更による増額257万2,560円。

4、請負者、住所、田野畑村和野263番地1。氏名、大崎建設株式会社、代表取締役、畠山陸也。

5、変更理由、ブロック積み工の面積等の変更による増。

次に、報告第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について。小本東団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。小本東団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本東団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町小本字南中野地内。

3、契約金額、当初請負額7,560万円。変更請負額7,501万5,720円。変更による減額58万4,280円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字村木74番地。氏名、横屋建設株式会社、代表取締役、工藤博樹。

5、変更理由、テレビ受信設備を無線から有線に変更したことによる減。

次に、報告第13号でございます。安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専

決処分について。安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家日向団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額、当初請負額2億358万円。変更請負額2億172万3,480円。変更による減額185万6,520円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、テレビ受信設備を無線から有線に変更したことによる減。

次に、報告第14号 門団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約締結の専決処分について。門団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。門団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、門団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町門字町向地内。

3、契約金額、当初請負額7,732万8,000円。変更請負額7,759万440円。変更による増額26万2,440円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店、代表取締役、西倉正三。

5、変更理由、地下埋設物の鉄筋コンクリート基礎を解体撤去したことによる増。

次に、報告第15号 三本松西地区被災者移転用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について。三本松西地区被災者移転用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

別紙をごらん願います。専決処分書。三本松西地区被災者移転用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、三本松西地区被災者移転用地整地工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字三本松地内。

3、契約金額、当初請負額6,188万4,000円。変更請負額6,542万2,080円。変更による増額353万8,080円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、地盤を良質土へ置きかえが必要となったことによる盛り土量の増。

次に、報告第16号でございます。大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約締結の専決処分について。大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。大川簡易水道施設整備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月13日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、大川簡易水道施設整備工事。

2、工事場所、岩泉町大川字滝鳴地内ほか。

3、契約金額、当初請負額7,452万円。変更請負額7,637万2,200円。変更による増額185万2,200円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、導水管及び配水管の接続継ぎ手の変更に伴う増でございます。

以上、16件でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第16号までの16件全部の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第1号 一級町道早坂1号線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 一級町道早坂1号線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。一級町道早坂1号線道路災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、一級町道早坂1号線道路災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町釜津田字権現地内。

3、契約金額、当初請負額1億9,548万円。変更請負額1億8,803万4,480円。変更による減額744万5,520円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。交通誘導警備員の人数等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年7月12日に着工をございまして、平成31年3月28日完成予定となっております。

工事概要でございますが、先ほどの提案理由の交通誘導警備員人数減のほか、左側4段目でございます、28災1066号ではブロック積み工1平米の減などとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ここで減額になっております740万円、交通誘導警備員だけでこれだけの金額が減額になったのでしょうか。1平米の減はありますが、詳細に警備員がどの程度減ったのかをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この早坂1号線の復旧工事につきましては、減額理由は交通誘導員の人数の減ということになりまして、当初582人、延べですけれども、見ていた設計が303人に減になっております。この誘導員につきましては、現地の資材搬入、あと一般車両の誘導等で必要ということで設計で見えておりましたが、そこまでの人数が必要にならなくなり、その精算で減額変更したものでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、議案第2号 二級町道石畑線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第2号 二級町道石畑線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。二級町道石畑線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、二級町道石畑線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字町向地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億3,327万2,000円。変更請負額1億116万2,520円。変更による減額3,210万9,480円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年12月7日に着工をしてお返し、31年3月31日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所でございますけれども、5段目です、28災576号では施工延長が0.4メートルの減、次の28災817号では施工延長が128メートルの減でございます、大幅に減となっておりますのは、県の河川工事を実施をするということで減となっております。1段飛びまして、28災1374号では施工延長、それからブロック積み工とも皆減となっておりますが、これは地滑り箇所となっております、工法を変更して検討して、今後実施の予定でございます。それから、

下から2段目、28災1152号ではブロック積み工を12平米増となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、議案第3号 二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第3号 二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、二級町道メンズクメ線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町猿沢字外山地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億1,739万6,000円。変更請負額9,392万8,680円。変更による減額

2,346万7,320円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年9月7日着工してございまして、31年3月28日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所でございますが、3段目、28災1188号、大型ブロック積み工が31平米の減、一番下、28災557号ではブロック積み工33平米の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第22、議案第4号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結
に関し議決を求めることについて。二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり
変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財
産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、二級町道長下線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町下有芸字長下地内。

3、契約金額、当初請負額2億5,272万円。変更請負額2億6,240万6,520円。変更による増額968万
6,520円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野
友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大型ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするもの
である。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年8月9日着工し
てございまして、平成31年3月28日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所は、28災809号では大型ブロック積み工が12平米の増、次の28災810号では
大型ブロック積み工が18平米の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 先ほど行政報告で3月19日の件が報告されましたが、そのことによってこ
の工事についての工事中止とか、工期への影響というのはありませんか。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 行政報告いたしましたとおり、当該工事の中で死亡
事故という重大事故が起きてしまいました。それによりまして、すぐに警察の調査、それから監

監督のほうの調査が入っております。現在も工事のほうは中止をしております、これ監督のほうからの指示でございます。監督のほうから、小野新建設に対しまして工事の安全管理、それから今後の対処方法、これらの書類を全部現地を調査した上で提出して、それを認めていただかない限り、工事のほうの再開はできないというふうに伺っております。本日もその書類づくりのために現地のほう調査しておりますが、この工期の中では最後舗装工事が残っている状態で事故が起きましたので、その状態で中止しております。工程の中で、できる限り今週工事のほうは開始できるようであれば進めますが、終わらない可能性がございますので、これにつきましては再度変更をかけまして、終わる分で精算をして、4月になりましてから残りの分を再発注というような形をとらなければならないのではないかと、今そういう検討をしております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の説明資料の中で、大型ブロック積み工の面積の変更が2枚目の資料ですとマイナスになっているのですが、それで増額というこの説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この参考資料の中で、2段目の28災810号になりますけれども、ここでの大型ブロック積み工の面積が大きいところになります。この中で、面積につきましてはマイナスの18平米にはなるのですが、このブロック積み工の箇所が地盤の状況を掘削した際に、岩盤で予定していた設計が、岩盤が出なかったために再度安定計算をして、ブロックの面積は変わらないのですが、ブロックの厚さ、控え厚、これのほうを厚くしなければもたないということで、ブロックの厚さが1メートルから1メートル25になっております。そのブロックの面積は変わらないのですが、厚さが変わったことによって変更で増額と、金額が上がったということで増額になっております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ここで、再発注という言葉が今答弁の中で出てきたのでお聞きしたいのですが、28災ですから、3年以内であれば繰り越しで持っていけると。そして、事故繰り越しも使えるということを見ると、災害復旧の場合には5年間繰り越しを使えるというような勝手な解釈を私はしております。そうすると、繰り越しと再発注のその切りかえのところがもう一つ理解

ができていないのですが、そこをわかりやすくご説明をいただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 災害復旧につきましては、全部で基本3カ年で完了しなければならないという制度になっております。3カ年といたしますが、今回の28年の台風10号におきましては、28年も含めて3カ年になりますので、28、29、30で本来終わらなければならないということになっております。この3カ年につきましては、それぞれ3年にわたって交付決定を受けますので、ざっくり言いますと3カ年に100億円を3分の1ずつ分かれて交付決定来るような形で、そうしますと28年に交付決定を受けた分については、もう次の29年度が繰り越しで30年度はもう事故繰り越しということになります。30年度に交付決定を受けている分は、31年度が繰り越し、32年度は事故繰り越しで、全体では5年というところにはなりますが、決定を受けた年からの3年ということになりますので、そういった制度の中で動いておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第23、議案第5号 その他町道袈綿松橋線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第5号 その他町道袋綿松橋線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。その他町道袋綿松橋線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、その他町道袋綿松橋線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字和田地内ほか。

3、契約金額、当初請負額7,722万円。変更請負額5,497万7,400円。変更による減額2,224万2,600円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年11月7日着工してございまして、平成31年3月30日完成予定でございます。

工事概要の変更箇所でございますが、3段目、28災834号では種子吹きつけ工が20平米の減、次の28災585号では植生基材吹きつけ工が40平米の増、下から3段目です、28災560号ではブロック積み工が5平米の減、28災1329号では皆減となっておりますけれども、これは県の河川改修工事で実施するということで皆減となっております。28災1319号では、埋塞土除去工が60立米の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第24、議案第6号 その他町道南沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第6号 その他町道南沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。その他町道南沢線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、その他町道南沢線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町穴沢字南沢地内。

3、契約金額、当初請負額1億6,394万4,000円。変更請負額1億3,563万2,880円。変更による減額2,831万1,120円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。表層工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年10月13日に着工してございまして、31年3月28日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、変更箇所は、28災1376号ではブロック積み工1平米の増、28災1377号では施工延長で9.5メートルの減、表層工が皆減となっておりますけれども、この表層工につきましては再発注の予定となっております。28災1316号では、施工延長では9メートルの減、ブロック積み工で25平米の減、28災1317号ではブロック積み工が41平米の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 確認なのですが、表層工が皆減になっている分が再発注ということで、そうすると減額分2,800万円に近い額の再発注が新年度で契約されるというふうに解釈していいのか。そして、その発注の形態は随意契約なのか、その辺のご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 再発注につきましては、この減額分2,800万円がほぼこの再発注分という形になります。入札につきましては、これから準備をいたしまして、4月には予定をしておりますが、私のほうでは今現在では競争入札という形を考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、当初工事規模からいってA級の指名だったと思うのですが、今度は2,800万円ということになると、C級というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この残っている工種につきましては、ガードレールとか路盤とか、さまざま含まれておりますので、この工種をちょっと積算をしながら、それに基づいてどういったクラス、どういった業態でやるかというところはこれからの検討になります。舗装になるか土木になるかということも含めてということです。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第7号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第7号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、準用河川鼠入川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町鼠入字甲地向地内ほか。

3、契約金額、当初請負額2億3,068万8,000円。変更請負額1億6,557万1,560円。変更による減額6,511万6,440円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年10月13日

着工してございまして、31年3月28日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所でございますが、28災1043号では施工延長が2メートルの減、ブロック積み工が29平米の減、2つ飛びまして、28災1046号ではブロック積み工が12平米の減、2つ飛びまして、28災1155号では施工延長で75.6メートルの減、ブロック積み工で369平米の減、28災1156号では施工延長が66.6メートルの減、ブロック積み工で352平米の減、28災1157号では施工延長で110.6メートルの減、ブロック積み工で336平米の減となっております。大きな減につきましては先ほど同様に再発注を計画しているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 工事案件については、異論があるわけではございませんが、ここの今提案の10件のうちで変更に係る分が6,500万円と一番大きいところでここでお伺いしますけれども、この10件中2,000万円、3,000万円とかというふうな変更増減額があって、かつ3月26日、そして工期は3月28日、それから提案理由が契約を締結しようとするものであると。残日数が2日か3日かしかないところで、これをこういうふうに進めなければならないのはやむを得ない事情があると思うのですが、町だけではなくて、県の工事も含めて何かしらの指示なり取り決めなり、そういうことでの業者での提携があるのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の案件では、かなりの増減が、全部に共通しますけれども、増額が1,000万円、2,000万円、あと減額も1,000万円、2,000万円、さまざまそういった精算の変更が出てまいります。ただ、工期的には、年度末ということで、最後精算した上で工事が工期が来ると。ただ、この後に、例えば増額の分をこれから先の1週間程度でできるということではなくて、これにつきましては工事の途中途中で、土木工事の場合特になのですけれども、土を掘って岩盤が出る、出ない、こういったものでも構造の面積とか、そういったものも変わってまいります。それをその都度ストップをして議会に提案する、変更をかける、そういった変更手続をしていると工期が幾らあっても足りないというか、そういった話にもなってまいりますので、これはその都度現場のほうで起きたことについては変更対応を指示書とか協議書という

形で業者と町のほうで取り交わします。それを積み上げていって、最終的に精算の変更という手法をとっております。この手法につきましては、県も同様の手法をとっております、最終の精算変更の際には、その積み上げていった変更がまとまってこういった形の変更になるということで、これはこれまでも同様の手続でございますが、県も同様の手続を踏みながらやっているということでこれまでもやってまいりました。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第26、議案第8号 準用河川松橋川ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第8号 準用河川松橋川ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。準用河川松橋川ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、準用河川松橋川ほか災害復旧工事。
- 2、工事場所、岩泉町浅内字松野地内ほか。
- 3、契約金額、当初請負額 1 億4,256万円。変更請負額 1 億6,493万4,360円。変更による増額 2,237万4,360円。
- 4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。表層工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年5月11日着工してございまして、31年3月28日完成予定となっております。

工事概要でございますが、変更箇所が28災782号ではブロック積み工が2平米の減、28災783号ではブロック積み工が8平米の減、下から2段目、28災1190号では表層工が1,010平米の増、28災1191号では表層工が1,840平米の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第27、議案第9号 準用河川田山沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第9号 準用河川田山沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。準用河川田山沢川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、準用河川田山沢川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町穴沢字田山地内。

3、契約金額、当初請負額1億7,820万円。変更請負額1億7,035万3,800円。変更による減額784万6,200円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年9月7日着工してございまして、31年3月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所が28災789号ではブロック積み工が109平米の減、28災790号ではブロック積み工が11平米の減、28災791号ではブロック積み工が1平米の減、28災1314号ではブロック積み工が1平米の増となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第28、議案第10号 準用河川外山川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第10号 準用河川外山川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。準用河川外山川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、準用河川外山川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町大川字下外山地内ほか。

3、契約金額、当初請負額9,612万円。変更請負額8,529万4,080円。変更による減額1,082万5,920円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年7月12日に着工してございまして、31年3月28日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所でございますが、28災674号ではブロック積み工108平米の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第29、議案第11号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第11号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議

会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、8,856万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成31年3月27日着工予定で、3月29日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、消波ブロック製作、ドロス50トン型でございますが、63個。標準断面図、参考写真等、記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） このブロックの種類について少しお聞きしたいと思います。

当初は、テトラポット40トンで消波施設をまず施工していただいているわけなのですが、最近、去年あたりからか、もっと前からか、ドロス50トンということで、軽いのに重たいのを重ねて丈夫にするのは、まずこれは妥当かなと思うのですが、それでドロスのよそのほうの実績があるかないか。今までは、我々がわかってからはテトラポットということが主だったのです。それが、最近はいろんな形が多くなっているのですが、これが組み合わせが前々回のしげか、多少動いたのです。そこら辺が担当課としては組み合わせがうまくいっているのか、そこら辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 消波ブロックのタイプにはさまざまあるわけですが、これまでテトラポットというのが主流で、このテトラポットにつきましては各漁港、港

湾などでも使われてきております。最近、ドロスというのが使われ始めておりまして、我々のほうでもこのドロスというのを設計変更をして国費でこれも対象にさせていただいているわけですが、ちゃんとしっかりしたかみ合わせをすればこちらのほうが波にも強いという実験というか、そういった成果が出ておりまして、それでこちらのほうに設計変更をしたものでございます。波の際に、若干動いたという部分については、しっかり確認しているわけではございませんが、施工の際にはそういったことがないように、かみ合わせを現場のほうで調整しながらクレーンで設置するというふうな形では進めておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） これは、実績、いろんな格好で、波の強さとか、いろんなシミュレーション等やってこれがいいということになってくると思うのですが、前のテトラポットの関係、今組み合わせがなるわけなのですが、やっぱりそれと今回小本でやっているの、今度の大しけが来た場合、崩れた場合は変更する可能性はありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現状では、このドロスというタイプが壊れづらかったり、波にも強かったりということで進めておりますけれども、例えば大しけが来たり災害、台風等での被害があった場合は、そこは再度検証はしてみますけれども、今の現状ではこういった形で設計をしながら、あと三、四年かかるとは思いますけれども、完成まで何とかこぎつけたいというふうには考えておりました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第30、議案第12号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。小本西団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本西団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町中島字長内地内。

3、契約金額、当初請負額1億638万円。変更請負額8,800万2,720円。変更による減額1,837万7,280円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字村木74番地。氏名、横屋建設株式会社、代表取締役、工藤博樹。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。建築戸数の変更等に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年9月6日着工してございまして、31年3月31日完成予定となっております。

工事概要の変更箇所でございますけれども、②の3LDK戸建てが1棟の減でございます。これは、災害公営住宅を希望しておった被災者が、自力再建をするということで、建築工事に間に合ったことから今回減としまして、この跡地につきましては分譲地として整備をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第31、議案第13号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第13号 権利の放棄について。次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利の内容、菌床シイタケ生産振興施設等及び同用地に係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの貸付料に係る債権。

2、放棄する額、879万1,756円。

3、債務者、住所、岩泉町浅内字下栗畑68番地11。氏名、株式会社岩泉きのこ産業、代表取締役社長、柳畑正勝。

4、放棄する理由、特用林産物である菌床シイタケの生産振興により、町民の雇用を創出してきた株式会社岩泉きのこ産業の経営改善の取り組みを支援するため、同社に貸し付けている菌床シイタケ生産振興施設等及び同用地の貸付料に係る債権を放棄しようとするものである。

平成31年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉きこの産業に貸し付けている菌床シイタケ生産振興施設等及び同用地の貸付料に係る債権を放棄しようとするものである。

次のページの参考資料に財産貸付物件の一覧がございます。土地については、261万6,860円、建物、施設で617万4,896円で、合計で879万1,756円となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 全員協議会でいろいろ協議はさせていただいた件でございますので、放棄する額については何も異論はございません。ただ、新しい役員体制の中で、短期的には恐らく役員報酬が減額になるので、新しい決算に向けてはある程度の数字は出てくるものだろうと思います。ただ、外的要因だけで片づけるのではなくて、これから……エールと思って聞いてもらえればいいのですが、役員の報酬の見直し、あるいは中長期的な経営計画、その辺も含めて役場としての、町行政側としてのかかわり方を私は心配しているというか、もっとかかわってあげないと、恐らく大変になるのではないかなと思いますので、どう考えているのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

町のほうの関与の関係でございます。これにつきましては、これまでも経営改善のワーキングチームのほうでも私のほうも参加しながら状況のほうを把握してきてございます。さらに、今後につきましては、さまざまな動きが当然出てくるだろうと。経営改善の目的と内容、加えまして雇用の継続の面から、さらなるキノコのほうの振興のほうも取り組んでいかなければならないだろうというふうに考えてございます。町のほうも積極的にかかわりながら、経営状況を判断しながら、いいタイミングでの支援策等も検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 雇用が100人を超える中での大事な企業でございますので、職員の環境を守るというか、それで生活している方々もいっぱいいるわけですから、その辺も含めた中でどういう施策をすればいいのか、そしてワークショップの中で担当役員の皆さんが、それこそ前にも言ってちょっと笑われましたが、脳みそから汗をかくぐらい真剣に考えて、どうすればいいのだということを経営計画の中につくって、それを実行することで自分たちも成長していくと思われまますので、それを必ず実践していくということをワークショップの中では進めていただきたいと思いますが、その辺についてももし考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） きのご産業につきましては、現在138名の従業員数となっております。この規模で雇用が継続できるように、皆さんの声もそのまま、どうしたいという強い希望もございますので、こういったことを踏まえて町としてもとにかく一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、役員の方々の体制につきましても、現在3名になってございます。そこから辺につきましても、常務会のほうで議論していただきまして、前進していける対策を練っていただきたいというふうに町のほうでも考えてございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎町長の発言

○議長（加藤久民君） ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

山崎副町長。

〔副町長 山崎重信君登壇〕

○副町長（山崎重信君） 例年お願いしております町税条例の一部改正と補正予算の専決処分についてご了承賜りたくご説明を申し上げます。

初めに、町税条例の一部改正関係でございますが、年度末に予定されております地方税法関係省令等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正し、平成31年4月1日施行となるものであります。

主な改正内容でございますが、消費税率引き上げに伴う軽自動車税の軽減、個人住民税の非課税措置の拡大、森林環境税、これは仮称でございますが、この創設に伴う個人住民税の賦課徴収に関する改正でございます。

また、国民健康保険税につきましては、基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円へ引き上げることと合わせ、軽減判定所得の基礎控除額を増額し、軽減措置の5割軽減と2割軽減を拡大する改正となりますことから、あらかじめ町税条例の一部改正の専決処分についてご了承をお願いするものでございます。

次に、補正予算関係でございますが、平成30年度の国民健康保険特別会計におきまして、歳出では給付費、歳入では県補助金の一部未確定で、現在に予算額の一般会計繰出金の財源補填分で充足するか不明なことから、これらの額と予算措置の状況を見きわめ、平成30年度の最終補正予算を必要に応じて編成する必要があるため、あらかじめ予算の専決処分についてのご了承のほどをお願いするものであります。

以上でございます。よろしくご説明申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午前11時36分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

小 松 ひ と み

署 名 議 員

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

三 田 地 久 志
